

定 款

(令和2年6月29日改正)

株式会社 ミューチュアル

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ミューチュアルと称し、英文ではMutual Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 包装機器の輸出入及び製造販売
2. 医薬品・化粧品及び食品の製造設備、加工設備の輸出入及び製造販売
3. 医薬品・化粧品及び食品の製造設備、加工設備の企画、設計、管理及びコンサルティング
4. 工業用ダイヤモンドの輸出入及び販売
5. 通信、情報処理におけるソフトウェアの開発及び販売
6. 制御、計測に関する機器の輸出入及び製造販売
7. 医薬品及び化粧品の輸出入及び製造販売
8. プラスチック製坐薬用容器及び包装資材の製造販売並びに輸出入
9. 上記各号に掲げる諸輸出入手続事務
10. 建築工事業
11. 機械器具設置工事業
12. 管工事業
13. 電気工事業
14. 電気通信工事業
15. 消防設備工事業
16. 不動産の賃貸業
17. 損害保険代理店業
18. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は株主総会及び取締役ほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、17,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 11 条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

- 第 12 条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

- 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会はその決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役及び相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役会長が欠員または事故あるときは取締役社長が、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う

(取締役の決議の省略)

第 26 条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(社外取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるときを除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(期末配当金等の除斥期間)

第 38 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。